

春日市行政界明示協議実施要綱

令和8年3月26日

告示 第61号

(目的)

第1条 この要綱は、市と隣接する市(以下「隣接市」という。)との境界と民有地との行政界明示協議に関し、当該事務を円滑に進めることで地域の土地利用秩序の維持に資するとともに、隣接市との調整を図りつつ、効率的かつ公平な対応を行うため、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1)行政界 行政管理区域を明確にするための市と隣接市との境界をいう。
- (2)民有地等 行政界に隣接する私有の土地又は他団体が管理する公有地をいう。
- (3)行政界明示協議 行政界と民有地等との行政界線の位置を現地において確認し、図面等に記録するための協議をいう。
- (4)隣接地所有者 行政界明示協議の対象となる民有地等に隣接する土地の所有者その他当該土地について権利を有する者をいう。
- (5)査定 土地家屋調査士、測量士その他測量資格を有する者による民有地等に係る現地測量の成果に基づく図面(以下「行政界案」という。)について、市が現地又は図面上で妥当性を確認することをいう。

(申請者)

第3条 行政界明示協議の申請を行うことができる者(以下「申請者」という。)は、民有地等に係る次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 全部事項証明書(土地)に所有権の登記名義人として記載されている者(以下「土地所有者」という。)
- (2) 行政界に接する公有地を管理する団体又はその長
- (3) 土地所有者から、当該土地に係る行政界明示に関する同意又は許可を受けた者
- (4) 土地所有者が死亡している場合において、相続登記がされていないときは、相続人その他一般承継人
- (5) 土地所有者の法定代理人等の代理権を有する者
- (6) その他、市長が申請者として適当と認める者

(代理人)

第4条 申請者は、行政界明示協議に関する手続を、代理人に委任することができる。

2 代理人は、申請者から書面による委任を受け、委任状を提出した者とする。

(申請)

第5条 申請者又は代理人(以下「申請者等」という。)は、市と行政界明示協議をしようとするときは、行政界明示協議申請書(様式第1号)及び行政界明示協議書(様式第2号)(以下「申請書等」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 不動産登記法(平成16年法律第123号)に規定する地図又は地図に準ずる図面の写し

(3) 全部事項証明書(土地)

(4) 印鑑証明書

(5) 土地所有者一覧表

(6) 委任状(代理人による申請の場合)

(7) 申請者が第3条各号のいずれに該当するかを証明する書類

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類は、いずれも申請日前3月以内に作成されたものでなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 市長は、過去に境界明示協議が取下げ又は成立しなかった民有地等であって、市長が第1項に規定する書類の添付が必要ないと認めるときは、前2項の規定にかかわらず、当該書類の提出を省略させることができる。

(申請内容の審査及び補正)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書等の記載事項及び添付書類の内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の審査により、申請書等及び添付書類に不備があるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

3 市長は、当該申請者等が次の各号のいずれかに該当するときは、申請を却下することができる。

(1) 前項の規定により定めた期間を経過してもなお申請書等及び添付書類について、正当な理由なく適切な補正が行われないとき。

(2) 当該申請に係る箇所が行政界に接していないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、行政界明示協議を行うことが明らかに不適當であると市長が認めるとき。

- 4 市長は、前項の規定により申請を却下したときは、速やかにその旨及び理由を行政界明示協議申請却下通知書(様式第3号)により申請者等に通知するものとする。
(申請の取下げ)

第7条 申請者等は、申請を取り下げようとするときは、行政界明示協議申請取下届(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出を受理したときは、速やかに当該申請に係る手続を中止するものとする。
- 3 市長は、申請者等が正当な理由なく行政界明示協議に係る手続を履行しないときは、当該協議の手続を中止し、当該申請は取り下げられたものとみなすことができる。
- 4 市長は、前項の規定により申請を取り下げられたものとみなしたときは、その旨及び理由を行政界明示協議申請手続中止(みなし取下げ)通知書(様式第5号)により申請者等に通知するものとする。
- 5 市長は、申請が取り下げられた場合又は取り下げられたものとみなした場合には、受領済みの申請書及び添付書類を申請者等に返却するものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、その写しを保管することができる。

(資料の提供)

第8条 申請者等は、市長に対し、行政界案の作成に必要な国土調査の成果、過去の立会事績等の資料の提供を求めることができる。

- 2 市長は、前項に規定する求めに応じ、可能な範囲でこれを提供するものとする。

(査定の基本方針)

第9条 市長は、行政界の査定に当たっては、査定の対象となる線又は点のみを個別に評価するのではなく、当該地全体の形状、周囲との整合性、過去の協議資料等を含めた総合的な判断に基づき、その妥当性を確認するものとする。

(行政界案の作成)

第10条 申請者等は、行政界明示協議のための資料として、行政界案を作成し、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、提出された行政界案について、図面上で査定を行い、必要に応じて申請者等に対し、資料の提出又は行政界案の修正を求めることができる。

(現地立会)

第 11 条 市長は、図面上で査定した行政界案に基づき、申請者等と現地において立会いを行い、現地の状況を確認するとともに、必要に応じて隣接地所有者及び隣接市から意見を聴取し、行政界案の妥当性を判断するものとする。

2 市長は、次のいずれかの場合に限り、立会いを省略することができる。

(1) 世界測地系での地籍調査が実施された区域であり、境界案が妥当であることが明らかであると市長が認める場合

(2) 世界測地系での地積測量図が法務局に登録されており、境界案が妥当であることが明らかであると市長が認める場合

(行政界明示協議の成立)

第 12 条 行政界明示協議は、行政界案が妥当であると市長が認め、申請者等、隣接地所有者及び隣接市(以下「関係者」という。)の合意が得られたときに、成立するものとする。

(成果品の提出)

第 13 条 申請者等は、行政界明示協議が成立したときは、市長に対し、成果品として次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 行政界確定承諾書(様式第 6 号)又はこれに準ずる任意様式

(2) 実測図

(3) 境界標の写真

(行政界明示協議書の交付)

第 14 条 市長は、提出された成果品を確認の上、行政界確定承諾書、実測図、写真等を含む行政界明示協議書を作成し、申請者等に交付する。

(協議不成立の場合)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、行政界明示協議不成立通知書(様式第 7 号)により、行政界明示協議が成立しなかった旨及びその理由を申請者等に通知するものとする。

(1) 市長及び関係者の意見が一致しない場合

(2) 関係者が協議に応じない場合

(3) その他合意形成が困難であると市長が判断する場合

2 申請者は、協議が不成立となった場合であっても、状況が改善されたと市長が認めたときは、改めて申請を行うことができる。

3 市長は、協議が不成立となった場合には、受領済みの申請書及び添付書類を申請者に返却するものとする。ただし、市長が特に必要であると認める場合は、その写

しを保管することができる。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、行政界明示協議の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。